

高専教職員組合の歴史

全国大学高専教職員組合 前中央執行副委員長
全国大学高専教職員組合高専協議会 元事務局長
都城工業高等専門学校 元技術支援センター長
モンゴル国立科学技術大学 名誉教授



川崎 敬一

専門は熱機関、エンジン。1993年に「モンゴルに風力発電機を贈るプロジェクト」が稼働、翌々年に都城高専はモンゴル国立科学技術大学と学術交流の協定を締結。長年、化石燃料に頼らないクリーンエネルギーの技術開発に取り組んできた。全大教高専協議会では、発足時より幹事や事務局長として活躍。

はじめに

高専制度が法律で制定されたのが、1960年で1962年から高専設立が始まる。5年一貫教育の高等教育機関として発足。(沖縄は2002年に開学=これは政治的に設立されたと言われています。)

高校と短大を合わせた実践的技術者を育成するための高等教育機関であるが、大学のように自治は認められず、校長先決体制であり、学生生協等も置かなかった。しかも、学長でなく、校長として、文部省の任命であった。

1. 高専の社会的な状況は

1960年代から1970年代の高度成長期とあいまって、本科5年卒業生の社会的評価が高く、開学以来入学の倍率も平均2倍以上を維持し、就職率も1人当たり5社から10社以上の求人があった。現在においても2000年以降の決して良くない経済状況にあっても、科によっては5倍以上の求人があり、就職は100%を維持している。また、1976年には、本科5年の卒業生の受け口として豊橋技術大学と長岡技術大学が設立され、各高専への学士卒業への受け口となる。

一方、教職員組合は1970年には全国で6高専が日本教職員組合（大学部）に単組として加入する。しかし、1989年、全国大学高専教職員組合（略して全大教）が、全国のナショナルセンターに加入しない中立の団体として日本教職員組合から協議離脱し独立した。高専の組合も全大教に加盟した。

2. 全大教高専協議会として前進

日教組加盟の高専単組と、日教組未加盟の30高専に近い単組による「全国高専教職員協議会（全専協）」（1973年8月結成）が存在していた。しかし、協議会としての運動ではおのずから限界



1991年 第1回高専協議会
教職員研究集会

になり、高専教職員の待遇改善や高専の教育研究発展をさらに前進させるために、全専協は1991年に発展的に解散し、全国大学高専教職員組合に合流参加し、全大教高専協議会として新たに出発した。

1989年全国大学高専教職員組合の発足以後、高専は専門部としてではなく、高専単組による高専協議会として設置され、議長や事務局長などの役員体制を持ち、独自に運動方針を決め、運動を進めていった。

3. 高専の社会情勢 — 大変革 —

高専5年一貫教育制度は文部省内でも全てが始めての教育・研究システムのため……（略）……、この高専制度の行き詰まり論がたびたび話題となった。このような時に高専協議会として、三次にわたる高専白書を発行し、高専の教育・研究はもちろん校長専決体制の問題点や学寮問題、クラブ活動問題を取り上げ、かつ事務職員や技術職員等も高専を担う構成員として、全教職員が高専教育を直視して、その問題解決に向かって取り組んできた。



1993年 第3回高専協議会 総会

その中で、1984年国専協が唱えた「専科大学」構想論も提言されたが、……外部からの批判が、高専教職員とは全く関係ないところで審議がなされたが、結論的には消えていった。

その中で急遽浮上したのが1992年度の専攻科設置である。本科5年+2年を専攻科として設立し、学士を認定できる制度であった。奈良・新居浜高専で当初設置され、現在までに商船高専を含めた全高専で設置された。



2006年 高専交流会

また、2004年には高等教育機関で歴史的な大変革が強行された。「法人化」である。国立大学は国立大学法人として、高専は独立行政法人と位置づけられた。全国の55国立高専は、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校となった。

高専機構本部は東京高専の敷地内に設置され、理事長、理事、事務局長などの役員体制をとった。高専教職員の身分は、国家公務員から労働法適用の教職員と位置づけられた。各高専単位の組合も、労働法に沿った組織の改変が行なわれた。

4. 法人化後、機構本部との直接交渉で いくつかの前進を図ることができた

この法人化による体制変化により、組合も文科省との交渉から一変して、高専機構本部と全大教高専協議会役員



2006年 高専機構本部(左)との団体交渉

の双方が唯一の団体交渉の相手となることを確認して、交渉が行なわれていった。当初は高専機構の交渉の受け手は、総務課長のみであったが、それこそ労働法に沿った団体交渉を組合は要求した。これにより交渉出席メンバーも、それ相応の当事者能力を持った労務担当理事、事務局長、総務課長、人事課長が出席するようになり、理事長も会見と称して、出席するようになった。

また、法人化されたことは幸か不幸か教職員の待遇改善は、この団体交渉方式により飛躍的に改善することになった。クラブ手当問題や課長補佐や技術職員の職群としての組織化等が実現した。その他、改善された項目はここでは割愛するが、法人化以降、労使交渉によって労働条件が改善された事項は多い。

5. 法人化以降高専間の統合が進む 8高専が⇒4高専へ

また、2009年に全国高専の統合も進み、従来は全国55の国立高専であったが、8高専を4高専に統合し51高専となり、統合された4キャンパスで学科数が減らされている。さらに、法人化以降の運営費交付金は、教員人件費を除いた1%の効率化削減（一般管理費は3%）が毎年実施され、10年を経過した今、高専予算の削減は、研究費の大幅な減額を含め学校運営に

大きく影響している。しかし、教授の定数は3ケタ余っているとの機構本部の発言など、その予算がどのように、処理されるか不明である。2015年、社会的に評価の高い高専制度は再度の曲り角に立っており、大きな壁が立ちほだかっている。

2012年7月には、東日本大震災の復興資金確保の為に、平均7.8%の賃金カットが強行された。3回目の団体交渉において高専機構側は、組合の交渉継続に対して、それは認めないと強い態度を示し、交渉の席を一方向的に立っ



2013年 第1回口頭弁論後の報告集会
<臨時賃下げに対する未払い賃金訴訟>

た。高専協議会は全大教本部とともに、東京都労働委員会に不当労働行為救済申立を行い、賃金カットには東京地方裁判所に提訴して闘うことになった。しかし、2014年11月には、東京都労働委員会は請求を棄却し、東京地方裁判所も2015年1月21日に原告請求の棄却の不当判決を言い渡した。しかし、高専協議会は、中央労働委員会に即再審査請求をするとともに、東京高等裁判所へも控訴した。

おわりに

全大教に参加する高専協議会の高専教職員は幾多の困難を乗り越えて、これまでの蓄積された経験を元に、高専制度の問題を解決する取り組みと、教職員の待遇改善の取り組みを両立してきた。このような経験をふまえ今後も組合運動を進めてもらえることを期待します。

また、この高専教職員組合の歴史を執筆するに当たって、諸先輩のご協力と、高専白書及び私たちの高専改革プランから引用させていただいたことを、深く感謝いたします。